

1 心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体不自由（人工関節等置換者）に係る障害認定基準の見直し等について

（1）見直しの経緯・見直し案の内容について

心臓機能障害におけるペースメーカー等植え込み者に係る障害認定については、従来、ペースメーカー等を取り外すことは生命の維持に支障を来たすのが一般的であったこと等から、1級に認定されている。

また、肢体不自由における人工関節等置換者に係る障害認定については、関節が全廃しているものとして、一律、股・膝関節4級、足関節5級に認定されている。

しかしながら、近年、厚生労働科学研究の報告等において、医療技術の進歩により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力（ADL）が改善している方が多いことなどを踏まえ、この障害認定基準の見直しの必要性を指摘されているところである。

このため、昨年11月以降、医学専門家からなるワーキンググループ（座長：江藤文夫国立障害者リハビリテーションセンター顧問）において検討を行い、見直し案をとりまとめ、平成25年11月11日開催の疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会（座長：葛原茂樹鈴鹿医療科学大学保健衛生学部教授）において見直しの了承をいただいたところである。

◎見直し案の概要（関連資料1）

【心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）について】

- 心臓機能を維持するためのペースメーカーや体内植え込み型除細動器への依存度、日常生活活動の制限の程度を勘案して1級、3級又は4級の認定を行う。
- 一定期間（3年）以内に再認定を行うことを原則とする。
- 先天性疾患により植え込みしたもの及び人工弁移植・弁置換については、従来どおり1級とする。
- 再認定の徹底を図るため、診査年月を手帳にも記載する（ペースメーカー以外の再認定にも適用）。
- 制度改正後、新たに申請する者に対して適用する。

【肢体不自由（人工関節等置換者）について】

- 人工関節等の置換術後の障害の状態（関節可動域等）を評価し、
 - ・ 股関節、膝関節については、4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定を行う
 - ・ 足関節については、5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定を行う
 - ・ 制度改正後、新たに申請する者に対して適用する。

【再認定の徹底について】（関連資料2）

- ペースメーカー等の植え込み者（先天性疾患による植え込み者を除く）については、日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることを踏まえ、3年以内に再認定を行うことを原則とするが、その徹底を図るため、身体障害者手帳を交付する際、診査を実施する年月を身体障害者手帳にも記載することとする。

この取扱い（手帳への記載）は、ペースメーカー等に係る再認定の場合に限らず、すべての再認定に適用することとする。

【認定に当たっての留意事項について】

- 植え込みから3年以内や3年後の再認定の後、手帳の交付を受けた者から状態が変動したことによる再交付の申請があり、障害程度の変化が認められた場合は、手帳の再交付を行うこと。

その際には、

- ・ 3年以内であれば植え込み時の基準を適用する。
- ・ 3年後であれば再認定の基準を適用する。

- 身体活動能力（メッツ）の値について、症状が変化（重くなったり軽くなったり）する場合は、症状がより重度の状態（一番低い値）を採用する。
- 先天性疾患の定義については、18歳未満で心疾患を発症したものとする。
- 植込み型除細動器（ICD）を植え込んだ者であって3級又は4級の認定を受けた者であっても、手帳交付後にICDが作動し、再交付の申請があった場合は、1級と認定する。ただし、再交付から3年以内に再認定を行うこと。

（2）今後の予定について

今後は平成26年4月からの施行に向け、通知改正等を行うこととしているが、現在、今回の見直しに対しての意見募集を実施しており、関係通知については、来年1月のできるだけ早い時期に発出する予定である（通知案には関連資料3）。

改正の趣旨をご理解いただき、円滑な施行をお願いしたい。

（3）見直し内容の周知について

今回の見直し内容については、厚生労働省としても日本医師会や関係学会等を通じた周知を予定しているところである。

各自治体においても関係する指定医等への周知についてご協力願いたい。

なお、周知用としてリーフレットの雛形を作成する予定であり、別途お送りするので適宜ご活用願いたい。

【その他】

（４）肝臓機能障害に対する身体障害者手帳の交付について

肝臓機能障害に対する身体障害者手帳の交付については、平成２２年４月から開始され、３年余り経ったところである。

平成２４年度厚生労働科学研究事業「難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業」で実施したアンケート結果において肝臓機能障害による身体障害者手帳に関する結果について報告されたところである。（関連資料４）

アンケート結果では、身体障害者手帳の対象となり得る方には適切に制度の説明がなされている状況が推測されるところであるが、引き続き各自治体においては、肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付について、対象となり得る方が適切に申請できるよう、本制度の周知に努めつつ、適切な認定事務を行っていただくようお願いする。

（５）H I V感染者の障害認定に係るプライバシー保護等について

H I V感染者の身体障害手帳の交付については、平成１０年４月１日から開始され、１５年余り経ったところである。

本件に関しては、『「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害」身体障害認定の手引き』を作成し、各種福祉サービスの窓口業務に携わる職員を始め、一般の行政窓口においても、H I V感染者への理解を深め、プライバシーの保護に配慮した適切な対応を行うようお願いしてきたところである。

引き続き、各自治体が、それぞれの職員に対し、職種を超えて広く研修会等を継続的に実施することにより、周知徹底を図ることや本手引きでの取組事例（障害名が露呈しないよう手帳のページの配置を工夫しているなど）を参考にいただき、H I V感染者をはじめとする障害者のプライバシー保護等について十分留意されるようお願いしたい。